

令和7年度

通常総会資料 (案)

日時 令和7年5月10日(土) 午前10時00分～

会場 蘇我コミュニティセンター 多目的ホール

千葉市中央区町内自治会連絡協議会

通 常 総 会 次 第

1 開 会 の こ と ば

2 区 連 協 会 長 挨 拶

3 功 勞 者 表 彰

4 来 賓 祝 辞

5 議 長 選 出

6 議 事 録 署 名 人 選 出

7 会 務 報 告

報告第1号 令和6年度要望事項の報告について P 1 ~ 4

8 議 案 審 議

議案第1号 令和6年度事業報告について P 5 ~ 6

議案第2号 令和6年度収入支出決算について P 7

議案第3号 令和6年度監査報告について P 8

議題第4号 令和7年度役員（案）の承認について P 9

議案第5号 令和7年度事業計画（案）について P10 ~ 11

議案第6号 令和7年度収入支出予算（案）について P12 ~ 14

議案第7号 令和7年度監事の選任について P15

9 閉 会 の こ と ば

功 劳 者 表 彰 名 簿

被表彰者

○ ○ ○ ○ ○ ○ (第○地区町内自治会連絡協議会 ○○町内会)

○ ○ ○ ○ ○ ○ (第○地区町内自治会連絡協議会 ○○町内会)

○ ○ ○ ○ ○ ○ (第○地区町内自治会連絡協議会 ○○町内会)

報告第1号 令和6年度要望事項の報告について

令和6年度 千葉市中央区町内自治会連絡協議会要望事項回答一覧（市…市連協要望 区…区連協要望）

No	地区	要望件名（※継続要望）・要望要旨	市	区	担当部局	要望事項に対する回答
1	第2地区	寒川小学校周辺の整備 寒川小学校周辺の区画整理が進み、歩道が整備されたことに伴い、歩道及び信号機（手押し）の場所が最適位置で無くなりました。現在、寒川2・3丁目、稲荷町方面から通学する児童は、現歩道（手押し信号）を横断し、小学校正門前の歩道（信号無し）を渡り学校へ入校しています。2回の道路横断を1回にする事で安全性を高めるため、歩道及び信号機を約5m移設することを要望します。 また、夜間、体育館でのサークル活動に使用の歩道が暗いため、街路灯の小学校脇の道路への新設等により、小学校脇の歩道を明るくして夜間歩行の安全性確保を図ってほしい。		○	都市局 都市部 寒川土地区画 整理事務所 中央区 地域づくり支援 課	通学する児童に心を配られた貴重なご提案をいただきありがとうございます。 寒川小学校の東側で、京成線と並行する道路「新田町村田町線」、またこの道路と交差し、ご要望の横断歩道がある道路「寒川町線」は、ともに寒川第一土地区画整理事業にて整備を予定しています。 ご要望のありました、横断歩道の設置は警察が判断するものでありますが、過去に行った当該道路の設計時の警察協議においては、横断歩道は従前の位置と同様に、交差点の東側に設置するよう指導を受けています。これは、西側に設置した場合、寒川町2・3丁目方面から接続する道路と横断歩道が近接することから、好ましくないためと理解しています。 当該箇所につきましては令和7年度の整備を予定しておりますが、警察の指導に従い、安全な道路整備を行ってまいります。今後警察と最終的な協議を行うことから、ご要望の西側への設置について改めて判断を仰ぐこととします。 また、当該地の街灯の設置について、庁内の各所管部署に確認したところ、設置はできないとの回答でしたので、関係する町内自治会間で調整の上、防犯街灯の設置の検討をお願いします。
2	第2地区	ロードミラーの設置 JR東日本内・外房線の高架によって、末広2丁目・3丁目と寒川町2丁目・3丁目及び稲荷町の交通を分断しており、住民の徒歩や自転車による移動は、末広公園前の赤道に依存している状況にある。また、この赤道は、小中学校の通学路にもなっている。赤道と末広町側市道の交差点には、双方に注意喚起がなされていないうえ、赤道から同市道に出る際は左右の安全を確認する歩道もないことから、飛び出しによる交通事故が時折発生している。 最近の例として、小学生低学年の男の子が、ストライダー（自転車）に乗って、ノンストップで末広公園に向かって飛び出し、蘇我方面からきた自動車にはねられた事故がありました。 そこで、赤道から末広町側市道の左右の安全確認ができるようにするため、ロードミラーの設置や、飛び出し防止のためのボールの設置、自動車向けに飛び出し注意の喚起看板の設置など安全対策を要望する。		○	建設局 土木部 中央・美浜 土木事務所 維持建設課	当該通路は赤道ではなく鉄道事業者の敷地であるため、ロードミラーやボールの設置はできませんが、外房線に並行する道路の車道の上下線それぞれに「飛び出し注意」の路面標示を設置します。
3	第5地区	京成新千葉駅の利便性改善に市の協力を ※ 京成新千葉駅は登戸、新千葉地区の住民が千葉や東京方面に出る際の重要な交通機関ですが、千葉方面に出る場合、改札口から高い跨線橋を渡って反対側ホームに行かなければなりません。このため高齢者、車いす使用者や障害者、ベビーカー使用の幼児の家族などには大変不便で、かなりの人たちが利用を諦めているのが現状です。 私達は平成17年から9年間、毎年千葉市長や京成本社などにこの状況の改善を訴え、要望書を提出し、簡易改札口の新設などを提案し交渉をしてきました。令和4年には京成西登戸駅はバリアフリー化に伴いエレベーター、スロープ、駐輪場整備等が進められました。 新千葉駅は令和3年3月に策定した、「千葉市バリアフリーマスタープラン」において、優先的にバリアフリー地区として位置づけられ、令和5年5月18日に京成電鉄「2023年度鉄道事業整備投資計画」を発表しエレベーター、スロープ、バリアフリートイレの整備に着手されています。今後とも新千葉駅のバリアフリー化が着実に進むよう、千葉市として応援していただきたい。		○	都市局 都市部 交通政策課	新千葉駅は、令和6年3月に策定した「千葉市地区別バリアフリー基本構想（千葉都心地区）」において、エレベーターやスロープ、多機能トイレの整備等が京成電鉄株式会社が作成した特定事業に位置付けられております。 京成電鉄株式会社では、新千葉駅のバリアフリー化に向けて工事に着手しており、着実に工事が進んでいるとの報告を受けております。 本市としましても、新千葉駅のバリアフリー化が着実に進むよう、京成電鉄株式会社との調整・支援等に努めてまいります。

No	地区	要望件名(※継続要望)・要望要旨	市	区	担当部局	要望事項に対する回答
4	第9地区	市道大蔵寺50号線等の安全対策について ※ この要望は毎年継続して要望し、道路表示や横断歩道・防護柵の設置等是对応していただきました。少しずつ改善はしてきましたが、要望している道路はいずれも大蔵寺小の通学路であり、花輪町は大蔵寺小学校区であるのに、学事課は通学路の問題を理由に一部他校への入学を認めてきた状況であり、更なる改善を要望します。 (1)花輪町方面から赤井町交差点に向かっていくと、グリーンラインのすぐ右側がガケ状に低くなっており、車が交差する時にグリーンラインを越える車もかなりいて、非常に危険であることから、ガケ状部分のレベルを上げ、退避スペースを設ける、反対側の電柱を移設して車の通行スペースを確保する等の対応を要望します。 (2)花輪東公園前の道路の向かい側はかなり急なガケ状になっており、その下が水路になっている。子どもがすべて水路に落ちてしまう危険性があることから、水路に蓋の設置を要望します。 (3)道路が狭くなっており、車が交差する時に接触事故を起こしたり、事故になりそうだった5箇所の改善(道路の拡張や電柱の移設)を要望します。 (4)花輪町バス停近くの信号の設置に関して、昨年、要望に対して、交差点での交通量が信号設置の基準に満たないとの回答であったが、通行車数は増え続けており再調査を要望するとともに、調査結果を明示してほしい。 (5)大網街道から西福寺下交差点まで、及び花輪町バス停近くの交差点から旧中田商店(赤井町)までの道路に対し、車の速度制限を30km/hにする事を昨年要望し、「実勢速度が低いための必要ない」との回答でしたが、比率はそれほど多くないが高速で走る車が相当数あり、これが大変危険なため要望しているものです。再検討をお願いします。			建設局 (1)(3)土木部 中央・美浜 土木事務所 管理課 維持建設課 (2) 下水道施設部 下水道維持課 (3)道路部 道路計画課 (4)(5)市民局 市民自治推進部 地域安全課	(1)道路に隣接するガケ状部分の土地は民地のため舗装はできませんが、電柱の移設についてはNTTに依頼します。 (2)当該水路における蓋の設置については、現在予定しておりませんが、現状を調査し、通学路における歩行者の安全を確保するため、水路脇に転落防止柵等の設置を検討して参ります。 (3)③(道路拡幅)カーブ区間のため見通しが悪く、また、道路幅員が5.4メートル程度のため車両のすれ違いが困難であることから、対策が必要と認識しており、拡幅整備の検討を進めて参ります。 ④(電柱移設)電柱移設について東京電力に依頼します。 ⑤(舗装整備)道路用地のうち未舗装部分について、舗装工事を行います。 ⑥(道路拡幅)カーブ区間のため見通しが悪く、また、道路幅員が4.5メートル程度のため車両のすれ違いが困難であることから、対策が必要と認識しており、拡幅整備の検討を進めて参ります。 ⑦(電柱移設)電柱の移設について東京電力に依頼します。 (安全対策)左側通行を促す路面標示を設置します。 (4)(5)要望のありました信号機や速度規制の新設につきましては、公安委員会(警察)の所管となりますので、地域を管轄する千葉中央警察署に情報提供いたしました。 千葉中央警察署からは 「交通量は再調査を行いました信号機の設置基準以下の交通量でした。 ・実勢速度、道路環境、事故発生状況等を総合的に考慮して速度規制を設置しますが今回は設置できません。 ・調査結果については、文章等では出しておりません。要望者等が直接来所した場合などに、説明とともに概ねの数字を伝える等はしています。」 との回答がありました。 連絡協議会の要望でもありますので、市としては引き続き実現に向けて管轄警察署に要望して参ります。
5	第9地区	JR蘇我駅西口発着シャトルバス待ち列の改善について JR蘇我駅西口には屋根付きのタクシー乗場とバス停3ヶ所がある。このバス停の北端にハーバーシティ蘇我への無料シャトルバス停があり、15分～30分間隔で運行されている。このシャトルバス停から待機道路は屋根が設置されておらず無蓋である。シャトルバスの利用者はバス停から道路に沿って並んで待機しているが、時間帯によっては長蛇の列となる。好天時はともかく雨天時には傘をさして並ぶ為、通行の妨げにもなってしまう。点字ブロックもあり、視覚障害者も通行する。 ついでに、この解決策として次の3点を考慮してみましたのでご検討をお願いします。 ①バス停の屋根を延伸拡張する ②シャトルバス停に並ぶ列を道路から屋根のある南方向に変更する ③あすか交通バス停とシャトルバス停を併用して南側から北側へと並ばせる。 ②③案の場合でもあすか交通は深夜1便のみであり、小湊バスは減便の関係もあり利用者は減少しており、乗降客への迷惑は少ないものと思われる。			①建設局 土木部 中央・美浜 土木事務所 維持建設課 ②③都市局 都市部 交通政策課	(中美土木) ①の案について 当該シャトルバスは一般乗合バスでないためバス停屋根の増築はできません。 (交通政策課) ②の案については、無料送迎バスを運行している事業者に要望を伝えます。 また、③の案については、路線バスのバス停留所には駐停車はできません。
6	第9地区 第21地区	京成千原線に新駅設置の要望 ※ この要望は平成4年以来毎年要望してきたものですが、4年前に千葉県がんセンターが建替え・新館としてオープンしたことから、駅の設置場所をがんセンターに最も近い(500m以下)、市道大蔵寺50号線との交差する付近とすることで、地域住民や県立千葉南高校生徒等の利便性向上とともに、がんセンターの最寄駅としての機能も期待してご要望しているものです。 大網街道のがんセンター付近は朝夕の混雑は解消しておらず、その主要因の1つはがんセンターに最寄駅がなく、がんセンター利用者や職員は自家用車バスを利用せざるを得ない状況にある為と考えられます。 大蔵寺50号線と京成千原線の交差する付近に新駅を作れば、がんセンターの最寄駅となり、更にこの付近には県有地や県の施設も多く、またこの付近は現状空き地となっていることから、県ともよく協議し、早急に具体化することを要望します。			都市局 都市部 交通政策課	京成電鉄千原線については毎年、京成電鉄株、千葉県、市原市及び本市で構成する「京成電鉄千原線整備促進検討会議」において、利用促進策やその他の諸施策について意見交換を実施しており、直近では令和6年1月に「輸送人員の状況」、「利用促進につながる最近の動向」等を議題として意見交換を行っております。新駅建設には多額の費用が必要となるほか、前述の会議において、京成電鉄株からは京成千原線の厳しい経営状況について言及があったことから、ご要望の新駅設置については、実現が難しいものと考えております。

No	地区	要望件名(※継続要望)・要望要旨	市	区	担当部局	要望事項に対する回答
7	第13地区	浜野川の橋の架け替えについて 仁戸名町から古市場町線の都市計画道路は、整備中で26年の歳月を迎えますが着工の兆しが見えませんが下記状況改善のため要望いたします。 現状は、古市場町98号線を古市場町方面からおゆみ野方向へ行く際、南生実町755-5ファミリーマート南生実町店を左折し、浜野川の神戸橋を右折、渡った後、安全確認を行い右折している。 また浜野町方面から古市場方向へ行く際は、浜野川のぞみ橋に右折、橋を渡り安全確認を行った後、右折しすぐ左折して古市場町98号線に入ることから通行に不便を感じていると共に、信号のないT字路を何度も通行するため交通事故の危険性を含んでいる状況から浜野川に架かる橋を古市場町98号線の直線状への架け替えを要望いたします。 この完成により地域の環状道路のスムーズな利用ができ、交通事故の危険も廃除され道路状況が改善されることとなりますので何卒ご配慮賜りたく早期着工、完成を要望いたします。			建設局 道路部 道路計画課	のぞみ橋の架け替えに向けて、現在、道路の構造や周辺道路との接続方法などについて設計及び千葉県公安委員会との協議を行っております。 これらの設計や協議が整ったのち、来年度中には、地元の皆様に具体的な整備内容について、お示ししたいと考えております。
8	第16地区	都市計画道路「加曽利町大森町線」の整備について ※ 加曽利町大森町線の整備に伴い、道路の信号機を ①デリーヤマザキ千葉仁戸名町店前交差点(中央区仁戸名町601番地16地先) ②旧魚栄前交差点(中央区大森町449-16地先) ③千歳屋工務店前交差点(中央区仁戸名町552-6地先)に設置できるよう、千葉中央警察署との協議をお願いいたします。			建設局 道路部 道路計画課	都市計画道路「加曽利町大森町線」の道路の線形や交通規制などについて、千葉県公安委員会と現在、協議を実施しており、この中で、信号機の設置についても、協議して参ります。
9	第16地区	中央区仁戸名町5番地付近一帯の農業用水路の修繕および雨水冠水対策の早期実施と、支川都川の近江下橋付近の河川整備の早期実施について 中央区仁戸名町5番地から9番地先付近は、集中豪雨の際に農業用水と都川が満水状態になるため道路が冠水し、住宅の床下浸水、床上浸水が発生します。付近一帯の農業用水の早期改修と支川都川の川戸橋から近江下橋付近の河川整備の早期実施を要望いたします。			建設局 下水道企画部 総合治水課 下水道施設部 下水道維持課	近年の大雨により、支川都川の満水状態を起因とする浸水被害が発生していることから、令和3年度より都川合流部から平山大橋までの区間の河川整備に工事着手しています。現在、下流の千葉東金道路付近から新都川橋までの右岸側の整備を進めており、近江下橋付近につきましても令和7年度までに整備できるよう河川管理者である千葉県と連携を図りながら、順次、事業を進めております。 また、仁戸名町5番地付近一帯の雨水冠水対策の早期実施につきましても、流末となる支川都川の整備に合わせ、新たな施設の整備について検討を進めております。 なお、既存の水路に関しては、引き続き適正な維持管理に努めてまいります。(総合治水課、下水道維持課)
10	第16地区	千葉県道20号千葉大網線の星久喜町から仁戸名町までの街路灯の増設について ※ 千葉県道20号千葉大網線(大網街道)の、中央区星久喜町「京葉銀行松ヶ丘支店」前から中央区仁戸名町「千葉東病院」前までの街路灯の設置数が少なく、商店の減少などにより深夜暗くなってしまう。現状、交差点、横断歩道付近の設置となっていますが、現状の2倍の間隔の増設を要望いたします。			建設局 土木部 中央・美浜 土木事務所 維持建設課	昨年度同様の要望を受け、今年度工事発注し設置に向けて関係者との調整を行っており、今年度中に4基の照明灯を設置する予定です。 現在の状況ですが、当初予定していた東京電力が管理する電柱への共架が困難であったことから、他の電柱への共架や独立柱にて設置する調整を行っております。
11	第27地区	松ヶ丘坂下公園整備 令和4年12月中旬から令和5年3月下旬までの期間、松ヶ丘坂下公園整備工事(側道の拡張工事)が行われました。側道拡張工事に伴い、公園内にあった遊具(鉄棒、ブランコ、滑り台等)が撤去され、また樹木の一部を除き撤去されました。その結果、現在、公園内には何もなくな寂しいものとなっています。 そこで、松ヶ丘坂下公園に対して下記について要望をいたします。 ①植樹を行うこと ・治道の歩道緑化と整合した樹種(植栽として河津桜を選定すること) ・防火力のある樹種 ・維持管理などへの住民参加が図りやすい樹種(収穫の楽しみがあるなど) ②遊具を設置すること(複合遊具、健康遊具、鉄棒、ブランコ、滑り台、ベンチ等) ③花壇を設置すること(管理は町内会でやりたい) ④芝生広場(一部斜面に芝生はあるが全面芝生にしてもらいたい)			都市局 公園緑地部 中央・美浜公園 緑地事務所	松ヶ丘六区東町内会役員と公園緑地事務所職員で現地立ち合いを実施し、今後の方針について協議を行っています。 ①植栽…町内会がカワツザクラを希望しており、今年度、公園東上部に5本程度の植樹を予定しています。 ②遊具…遊具については、公園改修前と同程度を基本としつつ、町内会が意見をまとめているところです。※従前の施設 鉄棒、ぶらんこ、ベンチ ③花壇…町内会が自ら花壇を設置し管理することができることをお伝えし、町内会で設置、管理について検討しているところです。 ④芝生化…芝生の維持には多額の費用を要するため地域の皆様の協力が必要で難しいものと考えています。

№	地区	要望件名(※継続要望)・要望要旨	市	区	担当部局	要望事項に対する回答
12	第27地区	通学路における自動車の速度制限を促すような対策の実施 幹線道路の渋滞を回避するためと思われるが、指摘した矢作町の道路において、特に朝はスピードを出した自動車が多数通行することから、小学生・中学生の通学で危険が潜んでいる。自動車の速度制限を促すような対策(例えば、ハンプ舗装)を実施していただきたい。		○	建設局 土木部 中央・美浜 土木事務所 維持建設課	赤色の着色で路肩のカラー化を実施し、視覚的に車道部と歩行空間の分離を行うことで、車道部の走行を促すとともに、狭小な幅員による速度の抑制を図ります。
13	第27地区	市の管理地の除草について 市の管理地(星久喜町711)について、計画的に除草をお願いしたく、要望いたします。 現状は雑草が腰丈以上に伸びている期間が長く不法投棄を受けやすい状態となっている。5月頃から梅雨明け頃に腰丈以上に成長し、除草後の夏に再度成長したものが翌年まで背の高い枯草で残るといった状態である。市の方で年1回の除草を業務委託で行っているようだが、いつ実施するかが分からず、困っている。 町内会では、町内清掃やご近所の方のご厚意で草刈り機を使用して草丈が高い時期に除草してきた経緯があるが、いつのタイミングで刈ったらベストなのか(作業時期が被らないか)、除草計画の擦り合わせをお願いしたい。少なくとも年2回の除草が必要と考えており、市の作業とあわせて、効率的に除草をおこないたい。 また、そもそも断りなく除草してしまっているのかといった問題がある。 町内会では地権者様を把握しておらず、市が除草作業を行っている経緯も不明であるので、市を通じて確認の方が良いと考えた。地権者様、市の関係部署との確認調整および情報の提供をお願いしたい。 年度初めに市の除草計画を共有化してもらとうと町内会でも除草計画が立てやすくなるのでお願いいたします。むしろ、5月中旬と10月頃の2回に市や地権者様による除草作業を実施していただけるのであれば、地域として非常に助かります。		○	都市局 公園緑地部 中央・美浜公園 緑地事務所	市が所有する緑地として、年1回、8月に道路沿いのみ草刈を実施しています。今後の草刈等については星久喜南部町会のみなさまと連携について意見交換し検討してまいります。
14	都地区	大田切公園を防災機能を備えた公園として整備 現在「大田切公園」(都町3丁目13-1)内外では、浸水被害の軽減を目的として、雨水貯留槽へ雨水を引き込むための導水管の整備を行っています。(千葉市担当部署:千葉市建設局下水道施設部雨水対策課工事第二班) 公園は現在閉鎖されており公園復旧工事は令和7年度に計画の予定と聞いております。 今後の公園復旧工事を行うにあたり、周辺地域に防災機能を兼ね備えた公園はないことから、マンホールトイレやかまどベンチなど防災機能を備えた公園としての整備を要望いたします。 今までの東日本・熊本・能登等の地震において、地域住民が中心となり、身近な公園を緊急避難の場や避難生活の場として利用した例が多く確認されており、地域の更なる防災力向上にも役立つと考えます。		○	都市局 公園緑地部 中央・美浜公園 緑地事務所	大田切公園の復旧については雨水対策課による設計を進める中で、地域の皆様にご意見を聞きながら検討してまいります。 なお、大田切公園は防災時の一時的な避難場所ではありますが、市指定の避難場所、避難所ではないため、防災機能をどこまで整備するかは、立地状況等を踏まえた上で、実際の利用を想定した上で検討する必要があるものと考えております。 下水道直結式のマンホールトイレは、水源の確保等に課題があるため、公園内への整備は予定しておりません。 貯留式のマンホールトイレも、都川が近いため地下水位がGL=-0.95mと高く、さらに変化も大きいことから設置することは難しいものと考えます。 ちなみに大田切公園から直線距離約500mにある指定避難所の鶴沢小学校には下水道直結式のマンホールトイレが5基(一般型4基、車椅子対応1基)整備されています。 かまどベンチの設置については、地元の皆様と協議してまいります。

議案第1号

令和6年度事業報告について

令和6年5月11日（土）蘇我コミュニティセンター多目的ホールにおいて、千葉市中央区町内自治会連絡協議会通常総会を開催し、令和5年度事業報告及び決算報告等が承認され、令和6年度事業計画（案）及び令和6年度予算（案）を可決し、新年度の業務が開始された。

【事業内容】

- | | |
|-----------|---|
| 令和6年4月4日 | きぼ一る11階大会議室において、令和5年度収入・支出決算関係帳簿類の監査を実施し、監事の承認を得た。 |
| 令和6年4月10日 | 第1回理事会をきぼ一る15階ボランティア活動室において開催し、以下の事項を協議した。 <ol style="list-style-type: none">1 令和6年度千葉市中央区町内自治会連絡協議会役員の選出（案）について2 令和5年度収入支出決算について3 令和6年度千葉市中央区町内自治会連絡協議会通常総会の会務報告及び議案審議について4 令和6年度千葉市中央区町内自治会連絡協議会通常総会の役割分担について5 千葉市町内自治会連絡協議会専門部会の委員選出について6 令和6年度要望事項について |
| 令和6年5月11日 | 通常総会を蘇我コミュニティセンター多目的ホールにおいて開催し、令和5年度事業報告及び決算報告等が承認され、令和6年度事業計画（案）及び令和6年度予算（案）等を可決した。 |
| 令和6年6月24日 | 第2回理事会をきぼ一る11階大会議室において開催し、以下の事項を協議した。 <ol style="list-style-type: none">1 令和6年度要望事項について2 令和6年度中央区町内自治会連絡協議会の活動研修会について3 第2回市連協議以降の議題について |
| 令和6年8月25日 | 第45回九都県市合同防災訓練の地域会場である各避難所において、避難所開設・運営訓練を行った（別日程の会場もあり）。また、重点訓練会場として、11月2日に川戸小学校での訓練が予定されていたが、荒天のため中止となった。 |

令和6年9月25日

三役会及び第3回理事会をきばーる11階大会議室において開催し、以下の事項を協議した。

- 1 令和6年度要望事項の回答について
- 2 令和6年度中央区町内自治会連絡協議会の活動研修会について

令和6年10月20日

第32回中央区ふるさとまつりが中央公園や栄町通りを中心に盛大に行われ、多くの区民とともに参加した。

令和6年11月26日

中央区町内自治会連絡協議会活動研修会を開催し、日本銀行金融研究所貨幣博物館と迎賓館赤坂離宮を視察した。

20年ぶりの新札発行を契機に、改めて日本のお金の歴史や価値を学ぶなど、日本の歴史に触れる貴重な機会であったとともに、他の自治会の方と交流できる有意義な研修会とすることができた。

参加者数：52名（うち4名は事務局職員）

参加者負担金：2,420円/名

※急遽1名が欠席となったため、参加者負担金は53名分

令和7年1月15日

第4回理事会をきばーる15階ボランティア活動室において開催し、以下の事項について、協議及び報告した。

（議題）

- 1 令和7年度千葉市中央区町内自治会連絡協議会通常総会の日程について
- 2 令和7年度千葉市中央区町内自治会連絡協議会通常総会における被表彰者の推薦について
- 3 令和6年度決算見込みについて
- 4 令和6年度要望事項の回答について
- 5 町内自治会の未加入問題について

（報告）

- 1 令和6年度千葉市中央区町内自治会連絡協議会活動研修会開催報告について

令和7年3月24日

三役会及び第5回理事会をきばーる15階ボランティア活動室において開催し、以下の事項を協議した。

（議題）

- 1 令和6年度決算見込について
- 2 令和7年度役員選出（案）について

（報告）

- 1 第47・48回ごみ問題検討委員会について
- 2 町内自治会の未加入問題について

議案第2号

令和6年度収入支出決算について

収入支出決算書

【収入】

千葉市中央区町内自治会連絡協議会（単位：円）

科 目		当初予算額	収入済額	差引額	摘 要
項	目				
補助金	区連協補助金	1,446,000	1,446,000	0	区連協相当分：842,600円 地区連協交付金：603,400円 ※地域運営交付金を除く（第9、13、16地区）
負担金	負担金	274,544	250,804	△ 23,740	61,272世帯×2円＝122,544円（地区連協負担金） 53人×2,420円＝128,260円（活動研修会参加者負担金）
繰越金	前年度繰越金	692,736	692,736	0	
雑収入	雑収入	9	575	566	預金利子
合 計		2,413,289	2,390,115	△ 23,174	

【支出】

千葉市中央区町内自治会連絡協議会（単位：円）

科 目		当初予算額	予算流用額	予算現額 (A)	支出額			予算残額 (A) - (B)	摘 要 ※下線は補助対象外経費
項	目				(B)	補助対象経費	補助対象外経費		
交付金	地区連協交付金	603,400	0	603,400	568,280	568,280	0	35,120	地域運営交付金（第9、13、16地区）を除く
事務費	事務費	420,000	0	420,000	372,984	372,984	0	47,016	事務用品、町内自治会のしおり作成、郵送代
会議費	総会費	147,000	32,874	179,874	179,874	179,874	0	0	総会資料作成、郵送代
表彰費	表彰費	55,000	0	55,000	7,498	7,498	0	47,502	被表彰者記念品代、表彰状（1名）
渉外費	渉外費	33,000	0	33,000	8,000	0	8,000	25,000	年賀名刺交換会会費（区連協会長）、弔慰金
事業費	活動研修費	502,000	0	502,000	478,724	350,464	128,260	23,276	視察研修費、傷害保険料、参加者昼食代
旅 費	費用弁償	104,000	0	104,000	94,000	94,000	0	10,000	理事・監事の費用弁償
予備費	予備費	548,889	△ 32,874	516,015	0	0	0	516,015	
合 計		2,413,289	0	2,413,289	1,709,360	1,573,100	136,260	703,929	

【区連協補助金の状況】

（区連協補助金当初予算額）（補助対象支出額）

$$1,446,000円 - 1,573,100円 = \Delta 127,100円$$

【令和7年度への繰越額】

（収入済額合計）

（支出額合計）

（残額＝繰越予定額）

$$2,390,115円 - 1,709,360円 = 680,755円 \quad (\text{参考：前年度繰越額 } 692,736円)$$

議案第3号

令和6年度監査報告について

千葉市中央区町内自治会連絡協議会

令和6年度収入支出監査報告書

監査対象

千葉市中央区町内自治会連絡協議会の令和6年度収入支出決算書及び
関係帳簿・証書類

監査期日

令和7年4月3日

監査内容

予算会計の収入・支出済額は、収入及び支出簿により出納書類を余すところ
なく照査のうえ、さらにその内容につき監査を実施した結果、決算は計数的に
正確であり、内容も正当なものと認定した。

令和7年4月3日

監事

氏名

氏名

議案第5号

令和7年度事業計画（案）について

千葉市中央区町内自治会連絡協議会は、会則に明示された目的を達成するため、次の事業を行う。

1 区行政との連絡及び協力に関すること

区民参加を推進するため、区並びに市と区民を結ぶパイプ役として活動し、地域の発展に寄与貢献する。

2 要望事項等の促進に関すること

区内各地域に共通する諸問題及び区民に関連する諸事業についての要望事項等の早期解決を図る。

3 功労者の表彰に関すること

本会の「表彰内規」により功労のあった地区連協会長及び単位町内会長を総会において表彰する。

4 区民意識の啓発

区民として相互の連帯意識の高揚を図り、住み良い街づくりを推進する。

5 研修会の実施

先進の住民自治組織や施設等を研修視察し、地域リーダーの育成に努める。

6 その他必要な事項に関すること

その他区連協活動の充実向上を目的とした諸事業の推進を図る。

議案第4号

令和7年度役員（案）の承認について

会 長

副会長

副会長

会 計

会 計

令和7年度主な会議等予定

年 月	内 容	備 考
令和7年 4月	会 計 監 査	4 月 3 日 (木)
4月	理 事 会	4 月 9 日 (水)
5月	令和7年度通常総会	5 月 1 0 日 (土)
6月	理 事 会	6 月 〇 日 (〇)
8月	中央区防災訓練 (地域会場訓練)	8 月 2 4 日 (日)
9月	三 役 会 ・ 理 事 会	9 月 〇 日 (〇)
10月	中央区ふるさとまつり	10月19日 (日)
11月	活動研修会	
令和8年 1月	理 事 会	1 月 〇 日 (〇)
3月	三 役 会 ・ 理 事 会	3 月 〇 日 (〇)

議案第6号

令和7年度収入支出予算(案)について

収入支出予算書(案)

【収 入】

千葉市中央区町内自治会連絡協議会(単位:円)

科 目		本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増 減 (A) - (B)	摘 要
項	目				
補 助 金	区連協補助金	1,446,000	1,446,000	0	区連協相当分として:840,230円、地区連協交付金として:605,770円 ※地域運営交付金を除く(第9、13、16地区)
負 担 金	負 担 金	274,882	274,544	338	61,441世帯×2円(地区連協負担金) 76人×2,000円(活動研修会参加者負担金)
繰 越 金	前年度繰越金	680,755	692,736	△ 11,981	
雑 収 入	雑 収 入	1,120	9	1,111	預金利子
計		2,402,757	2,413,289	△ 10,532	

【支 出】

千葉市中央区町内自治会連絡協議会（単位：円）

科 目		本年度予算額 (A)			前年度予算額 (B)	増 減 (A) - (B)	摘 要
項	目						
		補助対象経費	補助対象外経費				※下線は、補助対象外経費
交 付 金	地区連協交付金	605,770	605,770	0	603,400	2,370	地域運営交付金を除く（第9、13、16地区）
事 務 費	事 務 費	425,000	425,000	0	420,000	5,000	事務用品、町内自治会のしおり作成、郵便代
会 議 費	総 会 費	187,000	187,000	0	147,000	40,000	総会資料作成、総会案内郵送代、会場使用料
表 彰 費	表 彰 費	55,000	55,000	0	55,000	0	表彰者記念品代、表彰状
渉 外 費	渉 外 費	33,000	0	33,000	33,000	0	年賀名刺交換会会費（区連協会長）、見舞金、弔慰金
事 業 費	活 動 研 修 費	502,000	350,000	152,000	502,000	0	視察研修費、参加者昼食代
旅 費	費 用 弁 償	104,000	104,000	0	104,000	0	理事、監事の費用弁償
予 備 費	予 備 費	490,987	0	490,987	548,889	△ 57,902	
合 計		2,402,757	1,726,770	675,987	2,413,289	△ 10,532	

令和7年度地区連協交付金明細書

令和7年3月31日現在

区	地区	団体数	1団体当り	団体割額(A)	世帯数	1世帯当り	世帯割額(B)	均等割額(C)	交付額(A+B+C)
中央区	2	10	500	5,000	5,597	10	55,970	20,000	80,970
	3	27	500	13,500	5,423	10	54,230	20,000	87,730
	4	22	500	11,000	5,554	10	55,540	20,000	86,540
	5	6	500	3,000	5,458	10	54,580	20,000	77,580
	8	22	500	11,000	8,731	10	87,310	20,000	118,310
	21	14	500	7,000	1,682	10	16,820	20,000	43,820
	27	24	500	12,000	3,420	10	34,200	20,000	66,200
	45	10	500	5,000	1,962	10	19,620	20,000	44,620
	計	135	500	67,500	37,827	10	378,270	160,000	605,770

※下記の地区については、地域運営交付金として交付するため、区連協補助金には含まない。

区	地区	交付額
中央区	9	172,090
	13	92,980
	16	72,050
	計	337,120

議案第7号

令和7年度監事の選任について

監 事

監 事

千葉市中央区町内自治会 連絡協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、千葉市中央区町内自治会連絡協議会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、中央区役所内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(目 的)

第3条 本会は、中央区内地区町内自治会連絡協議会相互の連絡、協調と親睦を図り、これらを通して区内の町内自治会活動を積極的に推進し、区行政に協力するとともに、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第2章 組 織

(組 織)

第4条 本会は、中央区の町内自治会長を会員とし、別表の地区町内自治会連絡協議会をもって組織する。

(事 業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 町内自治会及び地区町内自治会連絡協議会との連絡調整に関すること。
- (2) 住民相互の融和及び連帯意識の高揚に関すること。
- (3) 町内自治会に共通する問題について調査研究を行うこと。
- (4) 千葉市町内自治会連絡協議会及び関係当局その他団体との連絡及び協力に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(役 員)

第6条 本会は、次の役員を置く。

会 長	1 名	理 事	若干名
副 会 長	2 名	監 事	2 名
会 計	2 名		

(役員を選出)

第7条 会長、副会長及び会計の三役は、理事の互選により選出し、総会の承認を受けるものとする。

- 2 理事は、中央区内の地区町内自治会連絡協議会長をもって、これに充てるものとする。ただし、他区にまたがる地区町内自治会連絡協議会にあっては、中央区内の町内自治会長の代表をもって理事とする。
- 3 監事は、理事以外の会員から総会において選任する。

(役員の職務)

第8条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、会長の指示を受けて本会の会計及び経理を司る。
- 4 理事は、理事会を組織し会長の指示を受けて会務を司る。
- 5 監事は、本会の経理を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、1年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(専門部会)

第10条 本会の目的達成のため、専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会に関し必要な事項は、理事会に諮り会長が別に定める。

(顧問及び相談役)

第11条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

第3章 会 議

(会 議)

第12条 会議は、総会、理事会及び三役会とする。

(総 会)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年度当初に、臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の請求があつたときに開催する。
- 3 総会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
 - (2) 予算及び決算に関する事項
 - (3) 会則の改正に関する事項
 - (4) その他、重要な事項
- 4 総会は、会員の過半数の出席で成立する。議事は出席者の過半数の賛成で決することとし、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 総会の出席は、委任状の提出をもって代えることができる。

- 6 自然災害等により、総会の招集が難しい状況であり会長がやむを得ないと認めるときは、総会は書面により開催することができる。この場合、会員の過半数の書面による回答が得られることを必要とする。
- 7 書面により開催する総会の議事は、期日までに回答された議決権行使書の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(理事会)

- 第14条 理事会は、会長が必要があると認めたときに、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 理事会は、本会の運営上必要な事項について審議する。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 自然災害等により、理事会の招集が難しい状況であり会長がやむを得ないと認めるときは、理事会は書面により開催することができる。この場合、理事の過半数の書面による回答が得られることを必要とする。
- 5 書面により開催する理事会の議事は、期日までに回答された議決権行使書の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(三役会)

- 第15条 三役会は、会長、副会長及び会計をもって組織する。
- 2 三役会は、会長が必要があると認めたときに、会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 三役会の審議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 理事会に提出する事項の審議に関すること。
 - (2) 会務の執行上必要なこと。
- 4 自然災害等により、三役会の招集が難しい状況であり会長がやむを得ないと認めるときは、三役会は書面により開催することができる。

第4章 会 計

(経 費)

- 第16条 本会の経費は、負担金、寄付金、補助金及びその他をもって充てる。

(会計年度)

- 第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第5章 補 則

(会則の改正)

- 第18条 本会則の改正は、総会の議決によるものとする。ただし、別表の変更については、理事会の承認によることができる。

(その他)

- 第19条 本会則に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は会長が理事会に諮って定める。

附 則

この会則は、平成 4 年 5 月 24 日より施行する。

附 則

この会則は、平成 5 年 5 月 9 日より施行する。

附 則

この会則は、平成 6 年 5 月 15 日より施行する。

附 則

この会則は、平成 16 年 5 月 16 日より施行する。

附 則

この会則は、平成 24 年 7 月 1 日より施行する。

附 則

この会則は、平成 30 年 5 月 12 日より施行する。

附 則

この会則は、令和 3 年 5 月 24 日より施行する。

別表

	地区町内自治会連絡協議会名
1	第2地区（末広中学校区）町内自治会連絡協議会
2	第3地区（葛城中学校区）町内自治会連絡協議会
3	第4地区（椿森中学校区）町内自治会連絡協議会
4	第5地区（緑町中学校区西千葉地区）町内自治会連絡協議会
5	第8地区（新宿中学校区）町内自治会連絡協議会
6	第9地区（蘇我中学校区）町内自治会連絡協議会
7	第13地区（生浜中学校区）町内自治会連絡協議会
8	第15地区（轟町中学校区）町内自治会連絡協議会
9	第16地区（松ヶ丘中学校区）町内自治会連絡協議会
10	第21地区（川戸中学校区）町内自治会連絡協議会
11	第27地区（星久喜中学校区）町内自治会連絡協議会
12	第45地区（都 地 区）町内自治会連絡協議会

千葉市中央区町内自治会連絡協議会
表 彰 内 規

(表彰の基準)

第1条 区域内住民福祉の増進のため、町内自治会活動を積極的に推進し、その実績が顕著で、且つ次の各号の一に該当するものについて、会長がこれを表彰する。

(1) 中央区町内自治会連絡協議会役員(監事を除く)の職にあって退任したもの。

(2) 5年以上引き続いて町内自治会長の職にあって退任したもの。

(在職年数の決定)

第2条 在職年数は、満年をもって計算する。

(被表彰者の推薦方法)

第3条 第1条第1号における被表彰者の該当者については、会長が推薦し、第1条第2号における被表彰者の該当者については、理事の推薦により、それぞれ理事会に報告したのち総会において表彰するものとする。

(表 彰)

第4条 表彰は、表彰状に記念品を添えて贈呈する。

(表彰の重複禁止)

第5条 被表彰者は、再表彰をしないものとする。

附 則

この内規は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年7月1日から施行する。